

令和5年度 いじめ防止基本方針

目 次

- 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向と考え方
 - 1 基本理念
 - 2 いじめの定義
 - 3 いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - (1) いじめの未然防止
 - (2) いじめの早期発見
 - (3) いじめへの対処
 - (4) 地域や家庭との連携
 - (5) 関係機関との連携

- 第2 いじめの防止等のための対策
 - 1 「いじめ対策・生徒指導委員会」の設置
 - 2 いじめの防止等に関する取組
 - (1) いじめの防止
 - (2) 早期発見
 - (3) いじめに対する措置

- 第3 重大事態への対処
 - 1 重大事態についての調査
 - (1) 重大事態の発生と調査
 - (2) 調査結果の提供及び報告
 - 2 重大事態発生後の「いじめ根絶」のための取組

- 参考資料 1 いじめ対策・生徒指導委員会
- 参考資料 2 いじめ発生時の対応

令和5年5月

(令和5年5月10日改定)

上市町立南加積小学校

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向と考え方

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめから一人でも多くの子供を救うために、子供を取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子供にも、どの学校でも、起こりうる」との意識をもち、学校の役割と責任を自覚し、いじめの問題に向き合い、いじめ根絶を目指すための理念として、次の3つを掲げる。

- (ア) いじめは、全ての児童に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- (イ) 全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。
- (ウ) いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）（法第2条）。

いじめとは、**児童等（※1）**に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と**一定の人的関係（※2）**にある他の児童等が行う**心理的又は物理的な影響（※3）**を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※1…学校に在籍する児童をいう。

※2…学校の内外を問わず、同じ学校・学級や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

※3…身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。

また、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策・生徒指導委員会を活用して行う。

なお、具体的ないじめの態様としては、以下のようなものがある。

- ◆ 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ◆ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ◆ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ◆ 金品をたかられる。

- ◆ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
 - ◆ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ◆ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など
- ※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。

○ いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消とすることはなく、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断する。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

○ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめが解消している状態に至った上で、児童が真にいじめ問題を乗り越えた状態とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけで終わるものではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの未然防止

- ① いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全児童を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。
 - ② 全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。
 - ③ 全ての児童が安心でき、自己存在感や充実感を感じられる授業づくりや集団づくりなど、「居場所づくり」を進めることが重要である。
 - ④ 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。
 - ⑤ 児童が主体的に取り組む共同的な活動を通して、他者から認められ、他者の役に立っているという自己有用感を感じとれる「絆づくり」を進めることが重要である。
 - ⑥ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む必要がある。
 - ⑦ 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行うことが必要である。
- ※特に配慮が必要な児童とは、発達障害を含む障害のある児童、海外から帰国した児

童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童、東日本大震災等により被災した児童など。

- ⑧ いじめの問題への取組の重要性について校区全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

- ① 全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高め、いじめの早期発見に努めることが必要である。
- ② いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識することが必要である。
- ③ ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。
- ④ いじめ対策・生徒指導委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

- ① いじめを確認した場合、学校は直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等など、組織的な対応を行うことが必要である。
- ② 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。
- ③ 教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要である。
- ④ 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(4) 地域や家庭との連携

- ① 社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、地域、家庭といじめの問題について協議する機会を設けるなど、連携した対策を推進することが必要である。
- ② より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域、家庭と組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携

- ① いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要である。
- ② 警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から、関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

第2 いじめの防止等のための対策

1 「いじめ対策・生徒指導委員会」の設置

従来の生徒指導委員会を活用し、複数の教職員、心理・福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめ対策・生徒指導委員会」を設置する。

なお、本委員会の役割は、主に以下の通りである。

- 1 いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割
- 2 いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口としての役割
- 3 いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 4 いじめに係る情報があった時に緊急会議を開催し、いじめの情報の迅速な共有及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- 5 いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割
- 6 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 7 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 8 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割

2 いじめの防止等に関する取組

(1) いじめの防止

- いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめ問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。
- 児童が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- 学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
 - ① 生徒指導体制の確立、年間指導計画を策定する。
 - ② 年間指導計画の実行、検証、修正（PDCAサイクル）を不断に実施する。
 - ③ いじめ、人権等にかかわる校内研修を充実させるとともに、積極的に校外の研修にも教職員を派遣し、資質向上に努める
 - ④ 生徒指導の機能が働く教育活動を展開する。
 - ・ 自己有用感、自尊感情を育む教育活動
 - ・ 共感的な理解を育む学級経営
 - ・ 「分かる授業」の推進
 - ・ 自律的な児童会、学級活動の展開
 - ・ 学校行事の充実
 - ⑤ 道徳教育、人権教育の充実を図る。

- ⑥ 豊かな体験活動や「ソーシャルスキル・トレーニング」、「ピア・サポート」等を積極的に取り入れ、社会性やコミュニケーション能力の向上を図る。
- ⑦ 情報モラル教育を徹底する。また、携帯電話やゲーム機、パーソナルコンピュータ等の使用について、日頃より保護者へ注意を喚起する。

(2) 早期発見

- いじめは大人の目の付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもつて、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。
- 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- 児童からの相談に対しては、必ず学校の教職員が迅速に対応することを徹底する。
 - ① 定期的に「いじめ対策・生徒指導委員会」を開催する。
 - ② 定期的に「いじめ、悩み」調査を実施する。
 - ③ 定期的に担任等による相談活動を実施する。
 - ④ 定期的に担任等による「チェックリスト」を用いた点検活動を実施する。
 - ⑤ 担任は保護者、家庭との連携に努め、児童に関する情報を把握する。
 - ⑥ 地域の方々からの情報を得る努力をする。
 - ⑦ 「報告・連絡・相談」が活発に行われる風通しのよい組織となるように努めるとともに、情報の共有が図られる機会を多くする。
 - ⑧ 町教育委員会、富山県総合教育センターと連携し、ネットパトロールの調査結果について照会をする。

(3) いじめに対する措置

- いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通す。
- 加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- 対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
 - ① いじめと疑われる情報を得たり、相談を受けたりした場合には、速やかに生徒指導主事、管理職に報告し、事実関係を確認する。
 - ② いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場で行為を止めさせ、いじめられた子供や知らせてきた子供の安全を確保し、生徒指導主事、管理職に報告し、事実関係を確認する。
 - ③ いじめの事実が確認された場合は、直ちに「いじめ対策・生徒指導委員会」を開き、情報の共有と、組織的な対策を協議する。また、職員会議を開催し、全教職員の共通理解のもとで、対策を実行に移す。
 - ④ 情報を関係保護者と共有し、対策を講じるとともに、町教育委員会に報告する。
 - ⑤ 児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがある時、犯罪行為を伴うものについては、警察署と相談をして迅速に対応する。
 - ⑥ ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除を求めるなど必要な措置を講じる。
 - ⑦ 必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの要請、各機関との連携により、迅速かつ有効な対策をとる。
 - ⑧ いじめが起きた集団の子供に対しては、「傍観者」としてではなく、自分の問題

として捉えさせるとともに、「観衆」としていじめに同調していた子供には、その行為がいじめに加担することにつながることを理解させ、反省を促す。

- ⑨ いじめを受けた児童とその保護者への支援、いじめた児童とその保護者への助言を継続的に行う。
- ⑩ いじめの再発を防止するため、その集団への指導を強化し、いじめを生まない雰囲気づくりを醸成するとともに、継続して注意を払うように努める。

第3 重大事態への対処

1 重大事態についての調査について

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味

重大事態とは、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」、または「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」を意味する。

※「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合 等

※「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席する」とは、不登校の定義を踏まえ、いじめを受けた児童が年間30日を目安とし、欠席している状態である。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、30日という目安によらない。また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告調査等に当たる。

② 被害児童の保護

- 重大事態が発生した場合には、直ちに保護者、関係機関等と連携していじめを受けた児童の心身の安全確保を行う。

③ 重大事態の報告、対策の検討

- 重大事態が発生した場合、町教育委員会に、事態発生について報告し、町教育委員会の支援を受けて、今後の対策を検討する。

④ 外部への対応

- 全保護者に説明が必要か否かを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会を開催する。その際、町教育委員会等の支援を要請する。事案によっては、マスコミへの対応も予想されるので、窓口を明確にして対応する。

⑤ 調査の趣旨及び調査主体

- 事実の全容解明、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るために調査を行う。
- その事案が重大事態であると判断した場合には、直ちに町教育委員会を通じて町長に報告する。

⑥ 調査を行うための組織

- 学校が設置する「いじめの防止等の対策のための組織」を活用し、第三者（外

部の専門家等)を加えた組織とする。事案によっては、新たな調査組織(第三者調査委員会)を組織することも検討する。

- いじめの重大事態であると判断する前の段階で、学校が設置するいじめの防止等の対策のための組織が、事実関係について調査を実施している場合は、調査資料の再分析を第三者(弁護士等)に依頼したり、必要に応じて新たな調査を実施したりすることで重大事態の調査とする場合もある。
- ⑦ 事実関係を明確にするための調査の実施
 - 「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景、事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
 - 調査の実施は、被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進める。
 - 調査を実施するに当たり、本校にとって不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合おうとする姿勢が重要である。
- ⑧ 調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ① 調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。
- ② 調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことが望ましい。
- ③ 情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシーの保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。
- ④ 調査に先立ち、アンケート等の結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることを、調査対象となる児童やその保護者に説明する。
- ⑤ 調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表内容を被害児童・保護者と確認する。
- ⑥ 報道機関等の外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、重大事態の調査結果について、他の児童又は保護者に対して説明を行うことを検討する。
- ⑦ 調査結果及びその後の対応方針について、町教育委員会を通じて町長に報告・説明する。

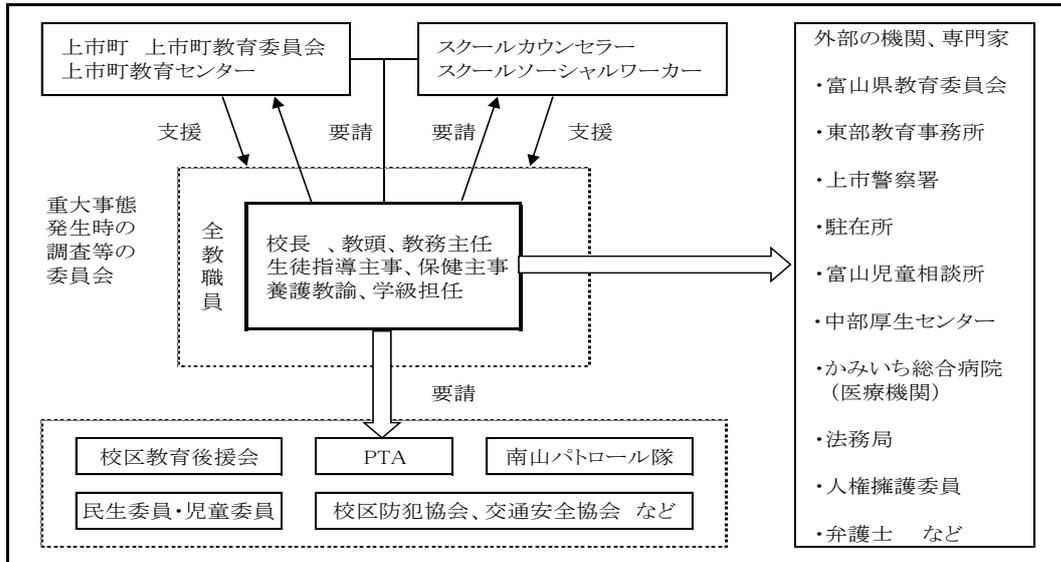
2 重大事態発生後の「いじめ根絶」のための取組

事態の重大性を踏まえ、町教育委員会、町長の支援、指導を受け、関係した児童、保護者の心のケアに努める。その際、児童の人権、教育を受ける権利に十分に配慮する。

また、落ち着いた学校生活を取り戻すための取組を総合的に推進するとともに、全教職員で細心の注意を図り、再発防止に努める。

調査結果に基づき、これまでの学校経営を見直し、改善を図る。いじめに関する専門家、関係機関の支援を受けて、教職員の研修を強化するとともに、保護者や地域、児童を巻き込んだ「いじめ根絶」のための有効な方策を策定し、実施に移す。

参考資料 1 いじめ対策・生徒指導委員会



参考資料 2 いじめ発生時の対応

